

○危機対応円滑化業務実施方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 危機対応円滑化業務実施方針は、危機対応円滑化業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(発動の要件)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法第22条第3項の規定により主務大臣から危機対応円滑化業務の実施に関して必要な事項を定めた通知（以下「危機認定の通知」という。）を受けた場合には、危機対応円滑化業務を行うものとする。

(体制等の整備)

第3条 公庫は、危機対応円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(特定資金の貸付け等に関する事項)

第4条 公庫が危機対応円滑化業務による信用の供与の対象とする特定資金（法第2条第4号に規定する特定資金をいう。以下同じ。）の貸付け等（法第2条第5号に規定する業務（以下「危機対応業務」という。）として行う同号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行われるものとする。

一 特定資金の貸付け等の取扱期間

危機認定の通知に定められた実施期間内（指定金融機関（法第11条第2項柱書に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が当該実施期間内に特定資金の貸付け等に係る申込みを受理した場合を含む。）とする。

二 特定資金の貸付け等の相手方

事業者とする。

三 特定資金の貸付け等の限度額

法第11条第2項の規定による認定ごとに、一事業者につき20億円（特定資金の貸付けにおける元金、特定資金に係る手形の割引又は引受けにおける手形金額、債務の保証の対象となった特定資金に係る債権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得金額及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けにおける当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額の合計額）とする。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限りでない。

四 特定資金の貸付け等の償還期限、据置期間及び償還方法

別表に定めるところによる。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限りではない。

五 担保

必要に応じ担保を徴する。

六 保証人

必要に応じ保証人を徴する。

第2章 業務に関する事項

(指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項)

第5条 公庫が指定金融機関に対して行う、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けは、次の各号に定めるところにより行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

特定資金の貸付け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 貸付けの方法

証書貸付とする。

三 利率

イ 財政融資資金を原資とする貸付け

公庫が指定金融機関に対する貸付けのために国から借入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

ロ 政府保証債を原資とする貸付け

公庫が社債の発行により調達した資金を貸し付ける場合の利率は、当該社債の発行に係る利率に当該社債の発行に係る経費等を上乘せして公庫が定めた利率とする。ただし、年0.001パーセントを下回らないものとする。

四 償還期限

イ 財政融資資金を原資とする貸付け

5年以上20年以内とする。

ロ 政府保証債を原資とする貸付け

2年以上20年以内とする。ただし、特定資金の貸付け等が社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債の取得の場合にあっては1年未満とする。

五 据置期間

イ 財政融資資金を原資とする貸付け

1年以上3年以内とする。ただし、償還期限が5年以上10年以内、15年又は20年の貸付けの場合については、一括償還とすることができる。

ロ 政府保証債を原資とする貸付け

一括償還とする。

六 償還方法

イ 財政融資資金を原資とする貸付け

半年賦元金均等償還とする。ただし、償還期限が5年以上10年以内、15年又は20年の貸付けの場合については、一括償還とすることができる。

ロ 政府保証債を原資とする貸付け

一括償還とする。

七 不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、前条第1号に規定する取扱期間を経過した時点において、特定資金の貸付け等に必要な資金として使用しないこととなった場合（主務大臣が特に必要と認める場合を除く。）は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八 繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第21条第1項柱書に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定（以下「協定」という。）で定めるところによる。

（損害担保取引の条件に関する事項）

第6条 公庫が行う損害担保取引（指定金融機関が行う特定資金の貸付け等（劣後ローン（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された貸付け等をいう。以下同じ。）を除く。ただし、主務大臣が特に必要と認めるときは、この限りではない。）に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行う取引をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一 補償料率

主務大臣が定めるところによる。

二 補てんの範囲

特定資金の貸付け等に係る債権（特定資金に係る債務の保証の場合にあっては、当該保証の対象となった特定資金に係る債権。次号において同じ。）の最終履行期限（期限の利益喪失の日を含む。債務の保証の場合にあっては当該保証の対象となった特定資金に係る債権についての保証履行日。次号において同じ。）における元金（特定資金に係る手形の割引又は引受けの場合にあっては手形金額、特定資金に係る債務の保証の場合にあっては当該保証の履行により取得した求償権の額、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得の場合にあっては取得金額又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けの場合にあっては当該譲受けに係る貸付債権の譲渡金額）の残存額に相当する額に主務大臣が定める割合を乗じて得た額の範囲内とする。

三 補償金の請求

補償金（損害担保取引に基づく補てんのため公庫が指定金融機関に対し交付する金銭

をいう。以下同じ。)の請求は、原則として特定資金の貸付け等に係る債権の最終履行期限の日から90日を経過した日以降に行うことができるものとする。

四 免責事由

指定金融機関が協定に違反した場合その他の指定金融機関の責に帰すべき事由に該当するものとして協定に定める事項に該当する場合には、公庫は指定金融機関に対する補償金の支払いについて、その全部又は一部の責を免れるものとする。

(補償金の支払いに係る公庫の審査)

第7条 公庫は、指定金融機関に対して補償金を支払う場合は、前条第4号に定める免責事由等に照らし、適正な審査を行うものとする。

(債権回収義務及び公庫への納付義務)

第8条 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後も、協定で定めるところにより、当該特定資金の貸付け等に係る債権(債務の保証若しくは手形の引受けの場合にあっては、当該保証の履行若しくは引受けの履行により取得した求償権又はこれに準ずる債権。次項において同じ。)の回収に努めるものとする。

2 指定金融機関は、特定資金の貸付け等について公庫から補償金の支払いを受けた後、当該特定資金の貸付け等に係る債権について回収を行った場合は、協定で定めるところにより、回収金に相当する額の一部を公庫に納付するものとする。

(利子補給金の支給に関する事項)

第9条 公庫が指定金融機関に対して行う利子補給金の支給は、次の各号に定めるところにより行う。

一 対象となる特定資金の貸付け等

主務大臣が定めるところにより行う特定資金の貸付け及び特定資金に係る貸付債権の全部又は一部の譲受けとする。

二 利子補給率

主務大臣が定めるところによる。

三 支給対象期間

主務大臣が定めるところによる。

四 支給方法

公庫は、半期ごとに、指定金融機関からの請求により利子補給金を支給するものとする。

五 支給の停止

公庫は、特定資金の貸付け等に係る債権について期限の利益を喪失した場合又は延滞開始後3ヵ月を経過した場合は、期限の利益喪失の日又は延滞開始後3ヵ月を経過した日の翌日以降の利子補給金に相当する額については支給しないものとする。

(禁止事項)

第10条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第2号に掲げる行為については業務規程（法第16条第2項に規定する業務規程をいう。）に特段の定めがある場合はこの限りでない。

- 一 既存の債権の弁済を行うために特定資金の貸付け等を行うこと。
- 二 危機対応業務の全部又は一部を第三者に委託すること。

附 則

(施行日)

- 1 この方針は、平成20年10月1日から施行する。

(主管部)

- 2 この方針の主管部は、危機対応等円滑化業務部とする。

附 則（平成20年10月15日）

この方針は、平成20年10月22日から施行する。

附 則（平成21年1月26日）

この方針は、平成21年1月30日から施行する。

附 則（平成21年7月1日）

この方針は、平成21年7月7日から施行する。

附 則（平成21年8月20日）

この方針は、平成21年8月31日から施行する。

附 則（平成22年3月26日）

この方針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この方針は、平成23年4月8日から施行する。ただし、平成23年4月1日に遡及して、これを適用する。

附 則（平成23年5月16日）

この方針は、平成23年5月23日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 6 日）

この方針は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日）

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 17 日）

この方針は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 27 日）

この方針は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 11 日）

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に行った劣後ローン（主務大臣が特に必要と認めるものに限る。）による特定資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 5 月 15 日）

この方針は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日）

この方針は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 3 日）

この方針は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 3 日）

この方針は、令和 2 年 8 月 3 日から施行する。

別 表

	1. 償還期限（債務の保証にあっては債務の履行期限、手形の割引又は手形の引受けにあっては手形の満期日）（注1）	2. 据置期間（債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権の据置期間）（注1）（注2）	3. 償還方法（債務の保証にあっては保証対象となる特定資金に係る債権、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては譲受けの対象となる貸付債権の償還方法）（注2）（注3）
イ 貸付け（原則として証書貸付又は手形貸付に限る。）	原則として20年以内（設備資金） 原則として15年以内（運転資金）	5年以内	割賦償還（元金均等償還に限る。）又は一括償還
ロ 手形の割引	1年以内	—	—
ハ 債務の保証（債務の保証の履行の方法は、代位弁済の方法に限る。）	原則として20年以内（設備資金） 原則として15年以内（運転資金）	5年以内	割賦償還（元金均等償還に限る。）又は一括償還
ニ 手形の引受け	1年以内	—	—
ホ 社債の取得（応募その他の方法による取得に限る。）	原則として20年以内（設備資金） 原則として15年以内（運転資金）	5年以内	割賦償還（元金均等償還に限る。）又は一括償還
ヘ 貸付債権（証書貸付又は手形貸付によるものに限る。）の全部又は一部の譲受け	原則として20年以内（設備資金） 原則として15年以内（運転資金）	5年以内	割賦償還（元金均等償還に限る。）又は一括償還

（注1）上記1及び2については、手形の割引にあっては手形の割引の日から、債務の保証にあっては債務の保証の日から、手形の引受けにあっては手形の引受けの日から、社債の取得にあっては社債の取得の日から、貸付債権の全部又は一部の譲受けにあっては貸付債権の譲受けの日から、それぞれ起算する。

（注2）上記2については、損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等（劣後ローンであって、第6条ただし書きの主務大臣が特に必要と認めるものを除く。）、上記3については、損害担保取引又は利子補給金の支給の対象となる特定資金の貸付け等の場合に限る。

（注3）償還方法を元金均等償還とする場合であって、償還期限を据置期間の範囲内としたときは、最終償還期限の日に残債を一括して償還する方法とすることができる。ただし、最終返済期限以外の元金の償還額は、均等とする。